

# 『時差出勤制度』を本格実施します！！

## ●時差出勤制度とは？

職員の1日の勤務時間数を変更せず、勤務の始業時間や終業時間をずらすことで、通常の勤務時間と異なる時間帯で勤務する制度です。

## ●導入の目的

職員の家庭生活と職業生活（ワークライフバランス）の両立推進、職員の通勤疲労軽減等による健康維持及び事務効率の向上等に資することを目的としています。

## ●対象職員

時差出勤の指定の対象となる職員は、次の対象外職員を除く一般職員とします。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) アルバイト

## ●時差出勤勤務の時間区分

時差出勤にかかる勤務時間の区分は次のとおりとします。

区分	勤務時間
A 勤務(通常勤務)	午前8時30分から午後5時までの7時間45分
B 勤務	午前7時30分から午後4時までの7時間45分
C 勤務	午前8時から午後4時30分までの7時間45分
D 勤務	午前9時から午後5時30分までの7時間45分
E 勤務	午前9時30分から午後6時までの7時間45分

## ●期間

時差出勤の指定期間は、同一年度内において1月以上1年以内とします。

## お問合せ

沖縄県中小企業団体中央会 総務課

TEL: 098-860-2525 (代表)